

## 第30回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（議事録）

- 1 日 時 平成29年12月26日（火） 13：30～16：00  
2 場 所 能代市浅内自治会館  
3 出 席 者 浅内自治会（柴田和郎副会長、原田宏作委員）、小野沢自治会（小沼孝光委員、小野龍藏委員）、能代南土地改良区（小川善信理事長）、浅内水利組合（佐藤幸治郎組合長）、能代の産廃を考える会（原田悦子事務局長）、能代市浅内財産区（山田文雄管理会会長、秋田武英能代市総務部長）、能代市（畠山一仁環境産業部長）、秋田県（田中昌子生活環境部長）  
【敬称略】  
4 議 事 「平成29年度ドラム缶掘削撤去工事の状況について」（資料1～4）  
(事務局で説明後、質疑応答)

○秋田県 田中生活環境部長 挨拶（要旨）

- ・11月28日は、皆様に現場においていただきながら、説明を尽くせず大変失礼した。また、12月8日は、環対協ではなく説明会という形での開催となったことについてもお詫び申し上げる。
- ・今年度の工事については、予定した範囲の掘削を終了している。このため、東側の掘削部分に土砂を入れて仮復旧を行い、今年度の工事を終了させていただき、今後について、皆様からNO.2処分場全体の掘削についての申入れも頂戴しているので、こういったことも踏まえながら今回の工事で得られたデータや過去の調査結果などを示し、今後の効果的で、効率的な対策を皆様と一緒に検討したいと考えている。
- ・本日は、この工事で確認されたドラム缶の内容物、分布状況、周辺地下水のモニタリング結果などについて、これまで得られたデータを中間報告という形でお示ししながら、今後の対策について、協議したく開催させていただいたものである。

＜質疑の概要＞

- |     |   |
|-----|---|
| 委 員 | 9月からドラム缶の撤去を破格の予算を付けてされたことについて、水利組合を含む5団体としては、評価しております、敬意を表したいと考えている。<br>ただ残念なのは、ドラム缶が目の前にある状況で、予算が底をついたから作業を中止するという説明では、我々5団体は納得出来ない。役所というものはそういうものなのか。    |
| 委員長 | 11月28日の現地での説明が十分でなかったと思っている。県としては、今年度の工事で2か所掘っていき、その過程で出てきたドラム缶は撤去するという計画で行った。  |
| 委 員 | 5団体としては、10本出るか、20本出るかはわからないが、現在ドラム缶が見えている場所を今年度内に全部撤去していただきたい。それで、他にも事業計画はあると思うので、それについては、また予算化してやってもらいたい。これが要望である。<br>役所が、予算が底をついたからそこで作業停止するということは、ありえない。 |
| 委員長 | そのような説明に聞こえたとすれば、本当に申し訳ない。  |

委 員	<p>「実は予算が底つきの状態になったので、我々はどうにもできないが、部長に相談をして、その結果を説明する」という内容であればよかつた。</p> <p>よりよい方向に進むために、我々は無理なお願いをしているわけではない。埋められたものを掘って撤去してもらえばそれでいい。だから、目の前にドラム缶が見えている状態で作業中止は考えられない。</p>
委員長	<p>目の前にドラム缶が見えている状態でそのままにするのはどうかというお気持ちちは十分わかる。ただ、県としては、予定していた範囲を掘ったので、今年度はこれで一旦は終了という形にせざるを得ない。たしかに見えているドラム缶を掘ればいいというお気持ちちはわかるが、県の仕事として、計画も設計もなしに掘っていくということはできない。どこの範囲まで、どうやって、そして設計をどうしてという形でなければ進められないということをご理解いただきたい。今年度はこういう形で予算化させていただいている。</p>
委 員	<p>県の方針で、今年度はこの範囲で予算化したことはわかる。現地で、もう少ししっかり説明してもらえば納得できるが、見える範囲にドラム缶がある状態で、予算が底をついたから、作業中止ということでは納得できない。</p>
委員長	<p>その点に関しては、本当に説明が上手でなかった。</p>
委 員	<p>今年度はここまで区画で、もう予算が底をついたが、ドラム缶が見えている。これをこのまま置いておくことはできない。そのあたりをもう少し説明して、ドラム缶が見えているから、私は上の人に言って相談してみる。そして、部長さんと相談しても、できないのであれば、その上の人と、またいろいろと相談できると思う。役所というのは、予算が底をついたからできないというものではないと思う。</p>
委員長	<p>お気持ち、お話は十分に承ったが、まずは、今年度の工事を終了したので、今年度分はこれで終了とさせていただいて、今後、どのようにしていくのがいいのか、そこを皆様と相談させていただきたいと考えている。</p>
委 員	<p>今年度の予算では足りなかつた部分を平成30年度事業計画の中で上積みするような対応をしてもらいたい。我々だって県民の一人なので、役所にはそれだけやってもらわなければ、納得できない。</p> <p>我々の要望は、見えているドラム缶を年度内に撤去してもらいたい。何本あるかはわからないが、残らず撤去して元に戻してもらうことが要望である。</p> <p>先日陳情に行ったときの新聞を見ると、部長は、まだ整理できていないというようなことを話していた。</p>
委員長	<p>まだまだデータの整理はできていないので、本日は中間報告となっている。</p>
委 員	<p>9月から撤去を開始して、四百数本のドラム缶が出た。それに対して、今こういう状態では少し遅いと思う。</p> <p>何回も言うが、年度内に見えているドラム缶を撤去してもらいたい。そして、全部整地してもらいたい。これが5団体の要望である。</p>

委 員

関連するかもしれないが、お願いしたいことがある。年度内の決着は当然だと思うが、1年でも、1か月でも早く、地中にドラム缶がないことを確認するための探査方法はないのか。現在、処分場の東側と西側に土地改良区のエリアの田んぼがある。例えば、米が売れなくなった様な場合、県で責任が取れるか。我々の自治会などでも、能代産廃の問題はどうなっているのか、ドラム缶がまだ何本残っているのか分からぬといふ話が出る。それをいち早く解決してもらわなければ組合員は安心できない。今、基盤整備をしても、同じため池を使うため、そのような心配も出てくる。また、消費者もメディアもみんな過敏になっていて、何かあれば飛びつこうとしているので、そういうことを県として防いでもらいたい。我々はそれを希望するので、何とか1年でも早く全面撤去をお願いしたい。

委員長

本当にお気持ちは十分にわかる。ただ、能代産廃の環境保全対策は、汚染水を汲み上げて浄化していくことが基本的な考え方となっていて、産廃特措法の枠組みの中で、周辺の環境、皆様の方に決して影響を及ぼさないということで国から認められた計画として対策を行っている。今回のドラム缶の掘削撤去は、その国からの支援を受けられない計画以外の事業ということで、知事が判断して、県が全額負担して行っている。そのため、ドラム缶の全部の撤去ということは、今の計画の中でやっていくにはなかなか厳しいということをご理解いただきたいと思うし、そういうことでこれまで住民の方々とやってきたと思っている。

委 員

今は探索機で、何十メートル、何千メートル下も探査できる時代である。7m、8mぐらいのところを調査するのに、掘削して調べるのではなく、処分場内を全て探索機で調べてみればいいと思う。

県

平成17年にNO.1処分場とNO.2処分場について、いろいろな調査を行った。電気探査や地震波の測定などの4つの調査を行ったが、ドラム缶の有無がはっきりとはわからなかつたという状況である。それでは、前回の掘削時に比べて、技術がどのくらい進歩しているかというと、現在もそこまではわからない。ドラム缶の有無、また、あつたら何本あるのかというあたりまでは、現在の技術でもわからないというのが現状である。

委 員

いずれにしても、この辺は農家で、処分場の周りのほとんどのエリアが土地改良区のエリア内の田んぼである。そのため、組合員は何か出してくれば本当に大変だと心配している。調査が始まつてもう10年以上なるのに、未だに解決していないのが不思議でならない。だから1年でも早く周辺の組合員を納得させることができるように、手続きを踏んでもらって、1年でも早く解決してもらいたい。

委員長

県としても、絶対周辺の環境には影響を与えないように、それは本当に肝に銘じて取り組んでいるので、そこは引き続き頑張っていきたい。

委 員

お二人の農業を専任している方のご意見だが、我々も長い運動の中で、そういった風評被害が出ないことを目的に長い戦いをしている。

先ほどの答弁の中にもあつたが、どこに、どのようにドラム缶が埋まっているのかは、確認するすべは無い。平成16年以降、探査機調査等様々な手法で調査を行つたが、分からなかつた。けれども、ボーリング調査をしたときに有機溶剤

系のものが非常に高濃度で出てきたことから、それを目指して、NO. 2 処分場のB-W 6 や第1 処分場を掘っていった。今まで何回も申し上げたが、ドラム缶が何本埋まっているか、どこに埋まっているかということは、様々な手法を使ってもそれを突き止めることができない。人の手によって掘削する以外方法がないということを平成18、19年の掘削で証明された。

平成18、19年の掘削時の県の対応は、その掘削の段階毎に本当に情報の提供が密であった。例えば、計画外にドラム缶が出てきたということで、これについてはどう対応すればいいかわからないので、まず住民側に見てほしいということであった。計画外にはみ出しているものを住民に確認させた上で、計画外であるがドラム缶がつながって出てきているものについては全部撤去するということであった。最初に掘るときには10本ぐらいで計画していて、それが計画よりも撤去本数が数倍になり、結果的に1億円、2億円近くまで事業費は膨れ上がった。その都度、県は専決処分をしたり補正を組んだり、その繰り返しで、平成18、19年は事業を行っていた。今年度の計画がこれで終了ということは、今まで私たちが協議会の中で言ってきたドラム缶が見つかって、それにつながっているものがあれば全部撤去するということと話が違う。平成28年の環対協でも、私はその意味を込めて質問しており、全部撤去するということを答えている。平成18、19年で専決・補正を繰り返して除去できたものが、なぜ今回は見えているドラム缶を残したまま、今年度の作業を終了するのか。

平成18、19年で事業を拡大して継続して掘ったにも関わらず、なぜ今回はこれで終わりなのか。予算が尽きたということは言い間違いだったと聞いている。それでは、予算が尽きていない中で、事業がここで止まるということは何が理由なのか。

県

平成18、19年は継続して工事を行ったというお話だったが、平成18年度は重機の試掘調査を行った。平成18年度の重機試掘調査については、計画の掘削断面に全く到達しない段階で、予算が足りなくなったということで、補正予算の専決処分を経て、当初計画していた断面で一旦終了している。そこで工事自体は一旦終了しているが、その終了した時点で確かに法面にはかなりの数のドラム缶が見えている状態だった。そのときは、その出てきたドラム缶に対して措置命令をかけなくてはならないということもあったので、3月に元経営者に措置命令を行い、次年度の平成19年6月の補正予算で、見えているドラム缶等を撤去するという予算をつけていた。平成19年度の掘削では、掘っていく段階で終点を想定し、平成19年11月に専決という形で予算を補正しているので、平成18、19年度が続いた一つの事業ではないということはご理解いただきたい。平成18年度は当初予定していた掘削範囲を掘り上げた段階で一旦終了して、平成19年度に新たな工事を行った。

委 員

そうすれば、同様の手続きを踏めば今見えているドラム缶を撤去することは、できるということか。

県

法面に見えているドラム缶のお話もあるが、11月6日には皆様からNO. 2 処分場全体の掘削についてのお申入れもいただいているので、全体をどうやっていくのか、皆様と一緒に考えていかなければいけないと思っている。そういう意味で、すぐ法面に手をかけるというような結論には、なかなかいかないと思って

	いる。
委員	そうすると、11月6日の県に出した要望のために、このようにズルズルとなっているということなのか。そのようにも捉えられるし、私たちの要望を口実にするのは、おかしいと思う。前年度、NO. 2処分場を掘るために、1, 500万円の設計委託をされたが、その設計は何だったのか。
県	ボーリング調査で確認されたドラム缶を目指して掘っていくという工事の設計である。
委員	今まで県は、どこにドラム缶があるかわからないと言ってきているのに、そのような設計は、土木工事の中でありえるのか。
県	分かっているドラム缶を掘るために設計を行った。
委員	それでは、ボーリング調査でドラム缶は、少なくとも3本確認されたことになっているが、その設計の中では、この場所に、何本あると想定して委託したのか。設計の委託から今回の予算付けも含めて、何本を想定した事業費なのか。
県	10本ということで設計している。
委員	10本とは考えられない。県は平成18、19年で何を学んだのか。これまで、ドラム缶を積んできたトラックは10t車だと言っている。ドラム缶を1本250kgとみても、10t車だと1台あたり大体40本積むことが出来る。それが連日、連なって、あそこの神社のところから順番を待っていた。その積んであるところの市原のビデオは県に差し上げている。
県	それは承知している。
委員	そのようにドラム缶を積んできていたというのに、それをたったの10本なのか。甘く見るのもいい加減にしてください。何のために平成18、19年苦労したのか。見通しが甘いなんていうものでもない。
県	平成18、19年の掘削で、かなりの部分は撤去したと考えていたし、平成25年度に行ったボーリング調査でも、今回掘った2地点の周りのボーリング地点からはドラム缶は確認されなかったということで、ないとは言えないが、前のように重なった状態であるとは考えにくいということで、10本で設計した。
委員	そうすると10本のドラム缶を掘るということで6, 000万円の予算だったのか。
委員	昔一緒に仕事した人は、今掘っているところの他に、まだ松が生えているところにも、あるはずだと言っていた。また、毎日朝歩いて見たという人は、そこから南側の方に向かって埋まっているはずだという人もいた。

委 員	あそこら辺は至るところ全部である。
委 員	<p>いろいろなたくさんの人たちがNO. 1からNO. 7処分場までは埋まっていると言っている。私たちが裁判で和解の一つの条件に、まずは、あそこにある廃棄物の全量撤去を要望した。そうしたところ、県からは、1つ目は、物理的に掘ったものをどこに持っていくかという問題、2つ目は、財政的な問題があるということで全量撤去するということは難しいということだった。それに対して、絶対にドラム缶がないということを県は主張できるのかと質したところ、初めて、初期の処分場の調査をするということを和解の協議の場で決めた。これは和解条項には入っていないが、協議会を作つて、初期の処分場については調査をすることで和解している。</p>
	<p>それから間もなく、私と前土地改良区の理事長の他数名が、ここに集まってNO. 1、NO. 2処分場の実態について、その当時の県の担当職が、意見を聴取された。そのときにもたくさんのドラム缶があるという皆様から聞いたお話を伝えている。</p>
	<p>なぜ今まで長い時間をかけて、このような議論をしてきているのか。県は埋め戻しをしたいと言っているが、土木の人たちからは二重な金がかかるという声がある。ドラム缶がどこにあるかということを確立できていない状況で、ドラム缶を撤去する方法としては、見えているドラム缶をまず除去し、それにつながっているものを掘り下げていくという方法しかないと思う。屋上屋な土木工事費をかけなくてもいいと思う。私たちは意地悪で言っているわけではない。埋め戻しはだめだと言っているわけではない。県の言っている説明が我々の求めているものと全くかみ合っていない。</p>
	<p>県議会あるいは部会、検証委員会に私も出席した。その度に県は、ドラム缶はもう全部掘り起こしたので1本も残っていない、故に水処理をすれば浄化できるという答弁をしている。そして、あるときは県議会議員が、まだこういう状態だったのかと指摘をしたところ、本当にないと思っていたが、ボーリングしたらあったという答弁だった。県議会にも何年もそういう答弁を繰り返してきたのではないか。</p>
県	<p>これまで、もう1本も残っていないということは言ったことはないと思う。その昔たくさんのドラム缶を積んだトラックが何台も待っていたという話は、我々も認識している。ただ、たくさんのレベルがわからないということが1つ。平成18、19年で三千何本除去して、かなりの部分については、撤去されたと考えている。ただもうゼロかと言われると、それはそうではないと思うが、もう一切ないというお話はしたことではないと思う。</p>
委 員	<p>部会の方の説明で、もう残っていないという説明をしたことはなかったか。あるとかないとかということは今ここで議論していても、実際にたくさんあるということがわかっているので、過去に遡ることはやめる。</p>
	<p>今後の対応については、ここで話し合っていきたいあるいは部会で話をしていきたいとのことであったが、時期はいつ頃になるのか。</p>
委員長	<p>まず手順があると思う。本日、中間報告させていただいたが、最終報告は、今年度中にとりまとめて行う。その上で、これまで平成18、19年と掘ってきた</p>

データや平成25年ボーリング調査などの調査結果と今回得られたデータをまとめることによって、NO.2処分場のドラム缶の状況も推察しながら、どのようにして考えていいかを皆様と協議を進めながら、相応しいときに部会で専門家の方の意見も聞いて、今後の対策を決めていきたいと思う。いずれにしても、ここを浄化したいという気持ちは皆様も県も一緒である。ただそれに対する考え方がまだ一致していないと思う。一緒になって考えていくことによって、効率的で、効果的な対応を考えていきたいと思っている。そのためには何回も皆様とこういった協議を重ねていきたいと思うので、ご都合をいただきながら進めたいと思っている。

委員

県の腹の中がさっぱりわからないのに幾度も私たちは応じられない。今まで何回、何年議論して、何回部会に相談して、何回検証委員会のお力を借りたか。その度に県の進言することがそのままあの人たちのところに行く。これではどうかという発言があっても変わらなかった。追加ボーリングをする際に、部会で、もっと東側にボーリングしたらどうかと言われている。ボーリングのコアについても、たったの8cmではドラム缶を集めたときの隙間にあたれば、県の言い方ではドラム缶が存在しないことになる。たまたま串刺しになった。それも、2本だと思っていたら、実際はひしやげたドラム缶があり3本だった。それも前に掘ったところの何m下にたくさんのドラム缶があったのか。前に掘ったときに、連続性が無いか確認するように呼ばれ、掘削底面に鉄の棒を刺して確認したが、まさにその下に今回のドラム缶があった。前の図面と重ね合わせればそれが分かる。この地点はボーリング調査する際に1点だけ譲らなかったところで、ちょうど当たった。やはり掘っていくという方法以外に無い。今の県の説明では、埋め戻しをしてくださいということにはできない。

前回は、ドラム缶を掘っている途中の平成19年3月15日に措置命令をかけた。そのときは相手方が措置命令の期限を守らなかったので県が代執行したと思う。今回はどの措置命令が生きているのか。今ここでドラム缶を残して一旦仕事を中断するのは相手方に責任を追求するための措置命令の手続きが不十分なためではないか。

県

平成19年3月にかけた措置命令は、それまでに県が掘ったドラム缶を撤去することと、汚水が外に出ないように必要な措置を講じることの2本立てとなっている。次年度の平成19年に行った代執行については、前者の措置命令の出てきたドラム缶を撤去することに対する代執行になっている。後者の汚水が外に出ないような必要な措置を講じることについては、それ以降もその措置命令の効果はあるということで判断しており、今回の掘削工事で出てきたものを撤去することについては、その措置命令の範囲内と判断しているところである。

委員

そうすると2本立てで措置命令をかけているが、1つはドラム缶で、1つは水処理である。今回のドラム缶はどちらなのか。

県

あとの方の水処理である。水処理する等必要な措置ということである。

委員

何にでも使える「等」に引っかけるのね。過去の記録にあると思うが、措置命令をかけて、期限内に県が撤去した。相手方に賠償請求をしようとすると、元経

當者から「やろうと思ったのに県が先にやってしまった」と言われた。それで賠償も求められない。刑事責任も問われない。何にもできないで、空手で終わつたのではないか。私は措置命令の「等」というところに引っかけるのではなく、堂々と請求できる、堂々と訴追できるような手法というものを考えてやらないといけないと思う。「等」というところに引っかけるなんて危ない。「等」とつければ、何でも効くかというとそれはいくらでも言い逃れできる。過去の苦い経験を忘れないで、業者に対してきっちりと責任を追及でき、そして求償もできる体制を取っておかないと、多額の税金を使っている県民に対する説明がつかない。

県 この部分については、前の措置命令で担保されているので、今回の掘削撤去工事の費用についても、当然経営者である元経営者には請求を行う。

委員 請求を行う前に、ドラム缶がこれだけあるということ、それから、ドラム缶を撤去するよう言わないといけないのではないか。それと、求償すると言っても、予算の中に既に県が撤去する金、搬送する金、処理する金、それらも入っている。入っているということは、相手方がやらないということを前提にして、予算を組んだのではないか。順序が逆だと言われたらどうするのか。

県 そこは、県が代執行として行っている。

委員 踏むべき手続きがあるのであれば「等」というところに引っかけず、重複してかまわないのであるから、それを相手方に知らせるところから始めないと。私はそういうところに手抜きがあったために、歯切れの悪い、そこに残したまま埋め立てをすると思った。

県 そういうことはない。

県 我々も毎年1回以上必ず会うようにしていて、1円でも多く回収しようと努力はしております、手続き的には問題なく進めていると考えている。しかし、決して慣れて毎年の作業として行うのではなく、今お話になられたような視点でもう少し相手方に働きかけるよう、きっちりと意識を持って進めていきたいと思う。

それから、県では現在、産廃特措法に基づいて、環境保全対策を国の支援やお金を補助してもらいながら進めさせていただいているわけだが、その基本は実施計画に基づき現場内で水処理していくというものである。それをこの十数年続けており、基本となっていることはご理解いただきたいと思う。それで平成25、26年にボーリング調査をした結果、2か所で3本ドラム缶があるということで、それに対して環対協の皆様、能代市様、能代市議会様から、撤去するよう強いご要望をいただいた。それを受け、知事が議会に諮って了解をもらって、今回掘削させていただいているので、これをそのまま継続していくという話にはなかなかならない。一旦ここで、計画したドラム缶の掘削は終了したので、次のステップは皆様とご相談させていただきながら、示させていただきたいということで繰り返しお願いしている。

皆様の思いにすれば納得いかないところがあると思うが、今見えているものと基本の環境保全対策が混合して議論が進んでいるところがあると思う。基本は現場内処理で水処理をしていくということを一つご理解いただきたいと思う。

委 員

私も当初計画から関わっているので、現場内処理ということはわかる。計画書どおりにやっていくと言われるが、この国からの支援を受けているのは、いわゆる現場内処理できる範囲のものであって、ドラム缶の掘削を含む処分場の調査については、その特措法の枠の中に入らないために、県単事業でやっているわけなので別ではないか。現場内処理という基本的な考えがあつて、処分場を調査した結果、現場内処理できないものに該当するから、ドラム缶は人の手によって除去しなければいけない。平成16年の実施計画書の中に、これについては現場内処理、これについては県単事業ということがちゃんと入っているではないか。

それから、今回ドラム缶を掘削するのは、能代市、能代市議会、住民団体から要望が出されたのでやつたと言うけれども、出されなかつたらやらなかつたということか。

県

平成27年3月に開催した環対協のときにも地下水の汲み上げの継続と揚水井戸の増設等による汲み上げ強化で、環境保全対策はできるというご説明をさせていただいている。それに対して皆様から、出たものは掘るべきだというお話があつたので、最終的に知事が決断したということである。

委 員

今回の新しい実施計画書を作るときも、能代市から意見書が出ている。それでは、平成16年に最初の実施計画書を作るときには、能代市から意見書は出でていなかつたのか。

県

出ていた。

委 員

平成16年9月15日あたりに能代市の意見の照会をしていて、その後に能代市が環境審議会を開いて意見書を提出している。その意見書の内容というのは、変更実施計画の際に出された意見書と同じだと思う。いかに我々の意見をないがしろにしてきたかということである。一生懸命やってもらつて感謝はするが、このように何の目処も立たないような計画を示されて、埋め立てを終了するということにはいかない。平成18、19年にドラム缶が大量に出てきたとき、住民側からは、もっと東側に深度を下げて掘り起こしてもらうよう申入れを行つた。その申入れをした途端、11月に県は、汲み上げで対応できるため、処分場の掘削はしないということを議会等で報告している。私どもも、それは本当に苦い経験である。

No. 1処分場はらせん状に掘り進め、12m50cmに達したところで、管理道路ギリギリまで掘っているため、底部を埋めないと計画外にある周りのドラム缶を撤去できないので、底部を埋めさせてくれということだった。私たちは計画外のドラム缶の掘削を前進させるため、泣く泣く了解しました。そうした途端に県は、遮水壁があるから外部に漏れない、連続の埋設は無いと部会等に説明して、その後の対策を進めてきている。それから10年間私たちはほつたらかしにされている。何の約束もできないまま埋め戻しをすることは、また同じことをされるという心配がある。今まで築き上げた信頼も揺らぐようなやり方で、前回と同じではないか。

県の報告ではボーリングの被圧で第2帶水層に汚水が入ったという説明だったが、部会では、難透水層といつてもゼロでは無いので、ボーリングしたという要因も一つだが、長い時間をかけて浸透し第2帶水層に汚染が広がつたのではな

いかという発言もあった。遮水壁があれば横にはいかないと思うが、第2帯水層は汚れっぱなしではないのか。こういった状況を考えれば、今回のような何も約束も無い、今後話し合っていきたいというだけの説明では了解できない。具体的にドラム缶の掘削の継続、その工程をきちんと示していただきたい。当然事業費も必要だと思うが、先日の説明では12月議会の補正要求をする暇がなかったというお話をしたよね。

県 必要であれば、必要性を考慮してやる必要がある。必要があってやろうとして、補正を出そうと一生懸命努力しても時間はなかったと確かに申し上げた。

委員 本来であれば住民がこのぐらい事業の継続を要望しているわけなので、する気があればできたのではないか。補正あるいは、当初予算に対する姿勢はどのようにになっているのか。私はその事業費の捻出方法についての覚悟の姿勢を示していただいた上で、埋め戻しについては考えたいと思う。事業費も含めて、3月にはどういう対応をしようとしているのか、具体的な今後の対策について、もう一度県の意向を確認した上で、また、そういったところへの誠意をきちんと見せていただいた上で、埋め戻しについてのお返事をさせていただきたい。

委員長 今そういうお話をあったが、他の委員の方はあるか。

委員 はっきり言って、誰が見ても無駄なことである。今まだ残っているのは西側と南側である。南側は掘ったドラム缶などを置いているので、さらに掘り進めるのは、ちょっとやそとの仕事ではできないと思う。それであれば、西側を一旦取り除いて、南側に向かうのは来年度からやっていきたいとか、そういう手ごたえがあればお願ひしたいと思う。

それから、今回の事業は、取りかかったのはいつでしたか。草刈りしているとかであったと思うが、まだやらないで大丈夫か、寒くなって雪が降ったら大変だ、という話もあったが、あれから始めて今こうなっている。やはりちょっと甘さはあると思う。

過去のことを言っても先に進まない。南側の方に関しては、置いてあるドラム缶などがあるため今年は無理だと思うので、まずは西側の方をもう一回掘ってもらわないと納得はできない。

委員長 他の委員の方はよろしいか。

委員 とにかく事業の継続、それだけである。そのために対応しなければならない様々な手続きについては、頑張って取り組んでください。また、法面の状況について、崩れる云々と言っているが、なぜあのままにしているのか。なぜ崩れていかない、雨水に当たらないように、ビニールのシートをかけないのか。その都度崩れていかないための対策だって必要ではないか。もしかしたら、すぐに掘削を再開する予定で何もやっていないかもしれないけれども、前のときは、その都度法面をシートで覆いかぶせていた。それは、掘っているところが崩れないようにするためである。なぜ、雪が降る、風が強い、云々と言っているときに、対策しないのか。

県	そういう一時的な対応はできる。
委 員	それでは、すぐ掘ると思っていたのか。
県	計画どおりまで掘ったことをご覧いただくために、あのままにしている。あと、先ほどから、一旦埋めれば無駄になるのではないかというお話であるが、法面が崩れる恐れがあるということが一つと、あとは溜まった水がある。溜まった水は、基本的には処理しなければならないが、普段処理している水と比べると水質も良くない水である。現状は水処理の方で上手くいっている状況にあるが、あの状態で置いておくことによって、今後どのような影響が出てくるかわからない。これまでのように地下に徐々に水がしみ込んで、それを汲み上げて処理するというやり方であれば、十分対応可能だと思うが、一旦仕切り直させていただきたい。
委 員	9m掘った底部のところからどのくらいまで埋めたいということか。
県	現場でご確認いただいている鉄板を敷いて重機が作業していたレベルまでである。資料1の断面図の真ん中に50と書いてあるレベルまでである。
委 員	ここを埋めてしまうと出ているドラム缶は隠れるのか。
県	隠れる。
委 員	隠れるとなるとだめである。先ほどから話をしているように、今後の対応について、具体的な計画書や財源の根拠をきちんと示してもらって考えたいと思う。決して意地悪をしているのではないので誤解しないでください。水処理をしなければならないという心臓部分については、一番心配している。
県	その点についても十分ご配慮いただき、ご検討いただきたい。
委 員	過去には、「埋め戻しをする」と言われて10年ほったらかしにされたことがあるので、「絶対そういうことはしない」、「こういう計画でやる」というものを出してください。そうでないとだめである。
委員長	過去のお話もよくお聞かせいただいた。これまで住民の方たちとは、いろんな意見の食い違いはあっても、周辺環境に影響は絶対及ぼさないという強い気持ちのところは一致しているので、これまで協議を重ねながら、この浄化対策を進めてきた。今後もその基本は変わっていないと思う。このドラム缶の掘削については、全て県の負担で、国からの支援はない。そういう意味でもこの掘削をまた進めるにあたって、いくらかでもという気持ちは本当によくわかるが、やはりここまで、どのように進めるのか、掘削の必要性や妥当性を県民の方々に説明をしつかりしていくことが必要であると思っているので、そのためにも皆様からご意見を伺っていきたいと思う。また、過去の調査のときはこうだったとか、重ねると見えてくるというお話もいただいた。これまでのデータを重ねて、推察にはなるのかもしれないが、No. 2処分場の状況をできるだけ考えていきながら、最も効率的な対策を取っていきたいと思っている。

そして、スケジュールについてお約束できるのは、できるだけ早急に今回の掘削工事のデータを取りまとめて、年度内に環対協を開催したいということ、そしてデータを重ね合わせながら皆様のご意見を伺った上で、今後、部会で専門家の意見を聞いていきたいというスケジュールしか今の段階ではお話できないということは何とかご理解いただいて、意見交換させていただく中で、そのスケジュールを明らかにさせていただけるようにご協力たまわればありがたいと思っている。

委 員	何も考えていない。
委 員	効率良きいきたいということであれば、やはりドラム缶などを撤去した方が、100%効率は良い。
委員長	効率とあと費用対効果もあると思う。
委 員	県では水処理と言うが、ドラム缶があのままで、そこから出ているものを処理しなければ絶対に効率良くは処理できない。結局は県の監視が悪かったからこういうことが起きた。
委員長	最初の頃については、本当に県の対応も甘かったと思う。
委 員	原因を作ったのが誰の責任かというと県の責任である。それをよくわきまえて処理してもらわないといけない。だから水処理だからといって、長く置かせておこうとしてもそれはだめである。早いうちに悪いものは全て他の処理場に持つていて処分してもらいたい。
委員長	ただこのドラム缶を撤去することで、どのぐらい短縮になるかというと、なかなか難しい問題である。
委 員	今回の方針がドラム缶を掘削することに変わったときの、県議会への説明では、その効果について、水処理経費の削減になるということをちゃんと説明している。今年ではないが、去年方針が変わったときにそうやって議会に説明している。考えてください。毎年水処理に7,000万円、8,000万円も使っている。
委員長	全体で1億円を超えている。
委 員	全体で1億円を使っている。そのため、私たちの一生懸命頑張っていることが何の効果もない税金を使っていると批判されることもあるので、そこは十分気をつけてやっていただきたい。
	撤去したドラム缶の中身は、全ては抜き取ることができなかつたと思う。年間7,000万円、8,000万円、1億円かけて水処理というよりも、その元になっているドラム缶を1億円、2億円かけてまず撤去する。
委員長	今回ドラム缶を撤去したが、それで来年度から水処理の維持管理費が少なくな

	るかと言われるとなかなかそういう話にはならない。
委員	そうはならないと思う。でも長い目で見てください。処分場の基準値まで下げるのに、県は何年かけてやるのか。今まで何年かかっているか。これは、100年スパンで考えないといけないと思う。そういったときに、毎年1億円を100年かけるよりも、まず2億円、3億円かけてもその大量に埋まっているその汚染の原因になっているものを撤去すると低減になる。県議会か部会でそう説明をしている部分がある。
委員長	いずれ新しく促進酸化施設を設置していて、そういう形で浄化していくことを皆様ともお話し合いさせていただきながら進めてきたつもりである。その一方で、県費でやるドラム缶の撤去については、これだけの費用がかかるが、これだけ必要だという説明が十分できなければ、なかなか難しいと思っている。そこは皆様と相談しながら考えていければと思っている。
委員	何度相談しても、私どもの意見を出しても、何も汲み取ってくれていないのではないか。
委員長	いずれ過去の話もあると思うが、前に進めるためにということでお話ししているので、今の段階で言えることは、ここまでしかないということをご理解いただければと思う。
委員	私どもとしては今後の対応策の具体的なもの、それを実施できる事業費の算出の方法、そういったものが目に見えた形で示された段階で考えてみたいと思う。最後にお聞きするが、移し替えたドラム缶があると思う。それも処理しなければならないと思うが、移し替えているドラム缶は何本あるか。資料に記載されているのは現場でゴロゴロと転がっていたドラム缶の確認本数だと思う。漏れ出た液状物やそのままにはできないドラム缶を別のドラム缶に移し替えている。そういう移し替えて処理しなければならないドラム缶は何本あるのか。
県	移し替えたものと移し替えられたものと空のものと全部処分するのだが、それ全部で概ね700本である。
委員	そうすると700本から424本引いた本数が別に出てきた処理しなければならないドラム缶ということだよね。この数字もすごく大きい。新しいドラム缶を買わなければいけない、処理もしなければいけないと考えると、事業費の中でウエイトを占めていくドラム缶である。
委員長	他の委員の方はよろしいか。なければ、議事の（1）はこれで終了して、次の、その他に移る。事務局から何かあるか。
県	特にない。
委員長	委員の皆様からはあるか。

委 員	前知事の時代に、次の知事になった人が選任されたら、とにかく浅内の自治会に来て、この環対協にどういう方針でいくかということを話されていたが、現知事からは浅内には行かない、という返答が来た。今回こういう問題が出てきたから、浅内はどうなっているのかということで、一度知事に会いにきてもらいたいと思っている。知事が「危」という字を書いたために、浅内も産廃で「危」だと、みんな大変困っている。最初は佐々木喜久治知事から始まった。そのときルーズなことをやって、次もルーズ、県の役人もそのとおり、みんな全部投げられたものを把握しないで来たために、こんな状態だ。
委員長	過去に県の指導が甘かった部分などがあって、皆様に対して、結果的にこういうことになってしまっている。知事にはこの環対協を含め、いただいた申入れの件も逐次説明しており、十分住民の方からの意見を伺うようにということで申しつかっているので、本日のことについても話をしたいと思う。
	それでは、以上で予定した議事終了させていただきたいと思う。仮復旧させていただきたいというお願いをさせていただいたが、なかなか難しいというお話だったので、まずは当面最低限の安全対策を工夫して行い、仮復旧は見送らざるを得ないと思っている。そして、県としては、この後どう進めていくか、改めて、できるところをお示しして、また皆様とご相談させていただきながら、この能代産廃の対策を進めていきたいと思うので、引き続きよろしくお願ひする。
委 員	仮復旧しないということは、私どもの方で県の具体的な今後の対応について説明していただければ考えたいと言ったことに対する答えと思ってよいか。
委員長	そうせざるを得ないと思っている。本日お示したスケジュールでは十分ではないということだと思うので、まずは仮復旧しないで、改めて示せるものをまとめて、その上でまたご相談したいと思っている。
委 員	その示せるものというのも、時期も全てわからないのか。
委員長	今回の工事のデータと過去の工事を重ね合わせれば大体見えてくるというお話もあったので、そういう整理を至急して、急いでも3月になると思っている。
委 員	本日お話ができないのであれば、それを持つというお話をしたが、考えた上で後ほど回答をすることではないということか。
委員長	先にデータを示した上で相談させていただきたいという手順がある。それは3月になると思う。
委 員	そういう答えであれば仕方がない。
委 員	ドラム缶があるうちはだめである。これをやるのに何十年も経費もかかっていくのだから早くドラム缶を撤去した方がいい。
委員長	仮定のお話になるが、次の協議会のときには、これまで掘ったドラム缶が何本で、お金がいくらかかって、そして仮に今後、これぐらいドラム缶があるとすれ

ば、このぐらいの予算が必要というようなデータもお示ししたいと思う。

委 員 何本あるか想定できるのだったら、10本でやるというものではなく、設計の段階でできたはずである。

委 員 以前から話をしているが、なぜ「廃油」なのか。

県 法律上の分類である。いわゆるシンナー系のものも、普通の機械油みたいなものも、ごみになった瞬間に同じ「廃油」という枠に収まる。納得はされないかもしけないがそうなっている。

(以上、質問等なし)

県 以上で、第30回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会を終了する。